

松戸市教育広報誌名称募集要項

1.趣旨

松戸市教育委員会（以下「市教委」とする）では教育委員会に関連した情報を発信することにより、松戸市の児童生徒及び保護者等市民の皆様に教育への関心を持っていただき、理解を深めていただけるよう教育広報誌を発行しております。そこで、多くの方々に親しみをを持っていただけるような広報誌名称及びロゴタイプ（名称についてのデザイン）を、募集します。

2.概要

広報概要 市教委が行っている様々な取組みを市民の皆様に広くお知らせするため、令和5年度から教育広報誌を作成し、LINE等の松戸市公式SNSを使用して随時発信しています。令和5年度は、松戸市立博物館の竪穴住居宿泊体験等の取材を行いました。下記URLより教育広報誌のバックナンバーをご確認いただけますので、ご覧ください。

(URL)<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/annai/hakko/kyouikukouhou/index.html>

発行回数 年4回

掲載場所 ・松戸市ホームページ
・松戸市公式SNS（LINE、X、Facebook）（以下「各種SNS」とする）

3.募集内容

教育広報誌の名称を募集します。

その名称についてのロゴタイプの提案もある場合は、一体のものとして受け付けます。この場合において、ロゴタイプについては、ご提案いただいたものを基に市教委にて清書及び一部変更できるものとし、その利用期間は5年間を目途とします。

また、ロゴタイプの有無は、選定の優劣に関係するものではありません。

【ロゴタイプとは】

ロゴタイプとは、装飾された文字のことを指します。

シンボルマークとは違い、ロゴタイプ単体で文字として読めることが特徴です。



単体で文字として読み取れます。



単体では文字として読み取れません。

※左の図はシンボルマークといえます。

4.応募資格

松戸市に在住又は在学の平成 21 年 4 月 2 日生まれ～平成 30 年 4 月 1 日生まれの方

5.募集期間

令和 6 年 5 月 10 日（金）～令和 6 年 5 月 31 日（金）

6.応募方法

(1)応募専用フォームから応募することが出来ます。

以下 URL からアクセスいただき、必要事項を記入の上、データを送信してください。

(URL) <https://matsudo-ouboform.com>

(2)応募作品は 1 人 1 点までとします。

7.選定方法等

教育広報誌名称の選定方法（別紙 1）のとおりとします。

8.応募申込みの無効・失格要件

以下の全てを満たさない場合については応募申込みの無効又は失格とします。

- ・ 応募資格を満たしており、応募情報に虚偽の情報を入力していない
- ・ 松戸市に在住又は在学している
- ・ 保護者の承認を得ている
- ・ 同一応募者が複数の作品を応募していない
- ・ 応募作品は自身で創作し未発表である
- ・ 他の著作権等からの流用や模倣をしていない

9.審査基準

審査基準は別紙 2 の評価項目を審査基準とし、市教委内の選定委員会で候補作品 5 点を選定します。その後 8 月上旬に候補作品 5 点について市民の皆様による投票により最終候補作品を選定します。この最終候補作品に基づき、市教委にて愛称を決定します。

10.投票

(1) 最終候補作品は、松戸市内に在住、在勤又は在学の方による投票で選ばれます。

(2) 投票は 1 人 1 回限りとし、松戸市ホームページの投票専用フォームから投票いただきます。

投票については 8 月上旬を予定しており、後日詳細を広報まつど、松戸市ホームページ及び各種 SNS にてお知らせいたします。

(3) 最も得票数が多い作品が複数ある場合は、該当作品のうち教育長が教育広報誌の名称に最もふさわしいと認めた候補作品を最終候補作品とします。

11.賞及び記念品

受賞者には次の賞状及び記念品を贈呈します。ただし、同様の名称で複数応募があった場合の記念品取り扱いには予算の範囲内で変更する場合があります。

なお、選定結果は受賞者本人に直接お知らせするとともに、広報まつど、松戸市ホームページ及び各種 SNS で発表します。

最優秀賞 1 点（最終候補作品作成者）・・・賞状及び記念品（クオカード 1 万円分）

優秀賞 4 点（最終候補作品作成者を除く候補作品作成者）賞状及び記念品（クオカード 5 千円分）

12.その他

- (1)応募する際にはこの募集要項を必ず確認したうえでご応募ください。
- (2)市教委は、本事業により応募者から取得した個人情報について本事業以外に利用又は提供せず、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年松戸市条例第 46 号）に基づいた保護及び適正管理を行います。ただし、受賞作品についてはその応募者の氏名等を報道機関や広報まつど、教育広報誌、松戸市ホームページ及び各種 SNS 等で公表しますので、ご了承の上、ご応募ください。
- (3)候補作品作成者については後日授賞式を行う予定です。その際に受賞者の写真撮影を行い、撮影した写真については、報道機関や広報まつど、教育広報誌、松戸市ホームページ及び各種 SNS 等で市教委が公表させていただく場合がございますので、ご了承の上、ご応募ください。
- (4)最終候補作品に関する著作権等の一切の権利は、市教委に帰属するものとします。
- (5)採用作品の使用にあたっては、市が作品を修正する場合があります。
- (6)採用作品が第三者の権利を侵害すると判明した場合（第三者の権利を侵害するおそれがある場合も含みます。）や、募集要項の規定に反していることが認められた場合は、選定結果の発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- (7)一度提出いただいた作品は、変更することが出来ません。
- (8)応募に関する費用、ネット接続料及び通信料は応募者のご負担になりますので、ご了承の上、ご応募ください。

13.問い合わせ先

〒271-8588 松戸市根本 356 番地 京葉ガス F 松戸ビル 5 階

松戸市教育委員会 生涯学習部 教育政策研究課

電話：047-703-9811

（電話受付時間：平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(別紙1) 選定方法等

選定プロセス	選定対象作品	選定方法	評価項目等	選定後作品	作品公開	選定組織等
応募申込みの無効・失格要件の確認	応募総数	右記「確認事項」の全てを満たさない場合、その作品については応募申込みの無効または失格とし選定対象から除外する。	【確認事項】 ・応募資格を満たしており、応募情報に虚偽の情報を入力していない ・松戸市に在住または在学している ・保護者の承認を得ている ・同一応募者が複数の作品を応募していない ・応募作品は自身で創作し未発表である ・他の著作権等からの流用や模倣をしていない	無効または失格とならなかった全ての作品	非公開	事務局 (教育政策研究課)
事前審査	無効または失格とならなかった全ての作品	評価項目を基に採点方式を用いて採点し、合計点の高い作品から20作品選定する。	・覚えやすいか ・名称を見た人の興味を引くか ・教育と関連性があるか ・オリジナリティーがあるか	20作品	非公開	事務局 (教育政策研究課)
第1次審査	事前審査にて選定された20作品	評価項目を基に採点方式を用いて採点し、その結果を参考に審議し、候補作品を5作品選定する。	・覚えやすいか ・名称を見た人の興味を引くか ・教育と関連性があるか ・オリジナリティーがあるか	5作品 (候補作品)	公開	(仮称)松戸市教育広報 名称選定委員会
市民投票	第1次審査にて選定された5作品 (候補作品)	候補作品を対象に、投票を行い、最も投票数の多い作品を最終候補作品とする。		1作品 (最終候補作品)	公開	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">最終審査前に最終候補作品のロゴタイプを決定する</div>						
最終審査	最終候補作品 (1作品)	選定委員会にて、市民投票で決定した最終候補作品を参考に審議し、正式な広報名称を決定する。		広報名称	公開	(仮称)松戸市教育広報 名称選定委員会

1. 採点方法について

- (1) 作品の広報名称、名称の意味・考えた理由を採点対象とし、ロゴタイプ（名称についてのデザイン）は採点対象としません。
- (2) 採点方法は、評価項目ごとに点数を付けるものとします。一つの項目につき最高点を20点・10点の配点とし、最低点を0点とします。（満点合計100点）
- (3) 事前選定と第1次審査での採点方式は同じ方式とし、審査基準は別紙2の評価項目を基に採点します。
- (4) 採点は作品ごとに合計点を算出し、採点者全員の合計点を出して選定作業を行います。

2. 市民の皆様による投票について

- (1) 最終候補作品は、松戸市内に在住、在勤又は在学の方による投票で選ばれます。
- (2) 投票は1人1回限りとし、松戸市ホームページの投票専用フォームから投票いただけます。
投票については8月頃を予定しており、後日詳細を広報まつど、松戸市ホームページ及び各種SNSにてお知らせいたします。☒
- (3) 最も得票数が多い作品が複数ある場合は、該当作品のうち教育長が教育広報名称に最もふさわしいと認めた候補作品を最終候補作品とします。

3. その他

- (1) 第1次審査にて選定された候補作品の作成者は受賞対象となるため、本人へ直接通知するとともに、広報まつど、松戸市ホームページ及び各種SNSにて発表します。
- (2) 候補作品の5作品は市民投票を行う前に、委託事業者にて商標登録調査及びスラング調査（5か国語）を行います。
- (3) ロゴタイプ（名称についてのデザイン）が決定した最終候補作品（1点）は、最終審査を行う前に委託事業者にて意匠調査を行います。

(別紙2) 審査基準

評価項目	コメント	評価	配点	満点計
1. 覚えやすいか	名称が読者の年齢等関係なく覚えやすく、簡潔であるかどうかを評価します。	a.とても覚えやすい	30点	30点
		b.覚えやすい	20点	
		c.どちらとも言えない	10点	
		d.あまり覚えやしくない	5点	
		e.まったく覚えやしくない	0点	
2. 名称を見た人の興味を引くか	名称が魅力的で読者の興味・関心を引くものであるかどうかを評価します。	a.とても興味がわく	30点	30点
		b.興味がわく	20点	
		c.どちらとも言えない	10点	
		d.あまり興味がわかない	5点	
		e.まったく興味がわかない	0点	
3. 教育と関連性があるか	名称や考えた理由が教育に関連しており、広報誌の特徴やコンセプトに適合しているかどうかを評価します。	a.とても関連している	20点	20点
		b.関連している	15点	
		c.どちらとも言えない	10点	
		d.あまり関連していない	5点	
		e.まったく関連していない	0点	
4. オリジナリティーがあるか	名称や考えた理由が他の広報誌や類似のコンテンツと区別されるか、またオリジナリティーがあるかどうかを評価します。	a.オリジナリティーがある	20点	20点
		b.どちらとも言えない	10点	
		c.オリジナリティーがない	0点	

※教育広報の特徴…教育委員会の取り組みやイベントを発信している

満点合計100点

教育広報のコンセプト…教育委員会の情報を発信することにより、市民の教育への関心を向上させ理解を深めてもらう